

戴震の「周禮大史正歲年解」について

近藤光男

戴震の「周禮大史正歲年解」とは、戴震が乾隆二十年、一七五五、三十三歳の夏に、「周髀北極璣璣四游解」と前後して発表した論文で（段玉裁「先生年譜」）、「四游解」同様、凡そ二篇より成り、段玉裁の編訂した『戴東原集』では、これは卷一に収められている。他にも『皇清經解』に摘録された「戴東原集」、及び王昶の輯した『湖海文伝』卷九に收められているが、とくに戴氏の『經考』卷四の「太史正歲年以序事」及び「正月之吉」一項に記録されている按語が、この二篇の文とほとんど同じく、しかもこの篇の読解を助けるに足る僅かな異聞が見られる。

左にまず譯文を以て二篇の全文を示す。戴震の『經考』に見える按語に拠って訳文の助けとなる言葉を取り入れた場合は『』で括る。「」内は訳者の補つたことば。〔〕内は戴氏の自注。〔〕内は戴氏の引く經などの訳文か、あるいは訳者の加える解説、とする。

『周禮』の「太史正歲年」の解釈 その一

周のとき暦法はひよしょ相氏の担当であり、占変は保章氏の担当であつて、だいし太史が担当したのは暦日と氣節に関する書物なのであって、およそ推歩や観測のことはその任務の中になかった。ところがまた（同じ太史の中に）「正歲年以序事。（歲と年とを正して行事を次第する。）とも云つてゐるので、推歩のことを掌つたからそう言つてゐる

ように見えようが、そうではないのである。

『爾雅』に「夏の時代には歲といい、商の時代には祀といい、周の時代には年という」とみえているが、夏の暦数はよく天象に合っていたから、殷・周では正朔を改めはしたが依然として夏正を兼用した。周は夏暦を用いて殷暦を用いなかつたから、『周礼』では歲・年だけ扱つて祀にはふれなかつたのである。歲といふのは夏の暦である。建寅の月を孟春とする。年といふのは周が建子の月を正月としたものである。夏暦の歲と周暦の年とでは〔季節が〕違つてゐるのに、そのまま併用してゐるのであるから、これを正しそれを安排して行事を次第せねばならない。たとえば祭祀・田獵とか寒暑を迎えるとかの場合、夏暦では仲春に行われるものが、周暦では四月に、仲秋に行われるものが周暦では十月に、となるわけである。

鄭康成（鄭玄）は「〔正歳年以序事〕のところに」注して、「中數を歲といい、朔數を年といふ」と言う。中數とは、日躔じゆてんが發歛はつれんしてひとまわりするのが三百六十五日と四分の一日たらずで、これを十二分した前の中氣から後の中氣になるまでの三十日強のことである。朔數とは月が太陽と会合することによつてひと月が定まり、十一か月で三百五十四もしくは五日、閏月があると三百八十四日なのであるが、日月が軌道上で出会うのを合朔といつて、前の朔から後の朔までの距離の三十日弱のことである。中朔の法は馮相氏ふうあうしが職掌としていたのに、鄭康成は「その中と朔とに」よつて「大史の次第する」歲と年との概念を区別した。いま古代の書籍を調べてみても、そういう証拠は見つからない。まして夏暦は建寅月を歲首としている。『もし〔鄭玄のよう〕に「中數を歲と曰ふ」となると、その』中數は冬至建子月が起点になるのであるから、かくては『爾雅』と鄭玄との二説は疏通できようもないわけである。

ところで『爾雅』ばかりを拠りどころにしては孤証となりはすまいが、となれば『周礼』に証拠がある。『周

『礼』では「夏暦の正月元日」ことを「正歳」と言つており、その正歳とは歳の正始といつた意味あいである。また凌人（天官）の「歳十有二月令斬冰。（歳十二月に氷を斬らせる）」とは、「歳の字を加えて」夏暦の十二月であることを明かにしているのである。『周礼』で『周禮』を解けばよく、同じ書物の中でことさら違つた解釈をするには及ばないのである。

『周禮』の馮相氏・保章氏・大史、みな春官。戴震は『統天文略』序を
 臣震謹んで案するに、書に言ふ、「敬みて人に時を授く」と。易に言ふ、「天象を垂れて吉凶を見す」と。其の周官に在つては、推歩は馮相氏に掌られ、占變は保章氏に掌られ、各おのの專司有り。故に司馬遷は史記に、分つて八書の一と爲す。

と筆を起こしている（朝日新聞社「中國文明選」8『戴震集』四〇七ページ）。

「夏の暦数はよく天象に合つていた」の原文は「夏數得天」であり、この句は次の「その一」にも見え
 る。ともに戴氏の言葉として使われているが、『逸周書』周月解第五十一に「夏數得天。百工所同。」と見
 えるもので、古来、三正を論ずる人たちによつてよく引かれる。なお『孔叢子』卷一雜訓に子思が県子の間に答えた言葉として「夏數得天。堯舜之所同也。」などと見える。

「歳といふのは夏の暦で建寅の月を孟春とする」と

戴震の「周禮大史正歲年解」について

	夏		殷		周		秦		斗建		中氣		節氣	
	10月		11月		12月	(歳終)	1月		建亥		小雪	(孟冬)	大雪	
1月	[正月]		1月		1月	(正月)	2月		建戌		冬至	(仲冬)	小寒	
2月			2月		2月		3月		建丑		大寒	(季冬)	立春	
3月							4月		驚蟄			(孟春)	雨水	
4月									雨水					
	建寅	←	建丑	←	建子	←	建亥	←						

いう辺りの論について右の表を作つておく。

数字の下に記したのが、次の論文その一と併せて分かる戴氏の考え方。（）に入れたのが鄭玄の考え方、〔 〕内は戴氏のいわゆる後儒の説、である。

「建子」「建寅」などは、斗杓が子を建す、寅を建すといふと、斗建とよぶ。集英社漢詩大系22『清詩選』111[1]ページ注「招搖」並に1115ページ「北緯四十度（北京）における斗建」図を参照（ただしその図は理学博士福島久雄教授、いま北海道大学名誉教授、が精密な計算を背景に私の『清詩選』のために画いて貰ったもので、現在の天象であるから、周では歳差が積るのでそれとかなり様相は異なる）。

日躔とは太陽の黄道上における位置をいう。発歛とは黄道と赤道とが二十二度半ばかりのかたむきをもつて、"日躔"は11至11分点に"発歛"するところになる。この場合にはただ「四季があぐつて」の意に読んでよいであろう。

「11十日強」と記した原文は「11十日而有盈分」であり、実際の端数は $\frac{7}{16}$ 日、つまり半日に近い。

まだ十一か月の日数が閏月のない場合、354日しか355となるのは連大月の関係であらうが、それに閏月があるときは354日や384日しか385となるはずである。それと384日はいかにもあるのは、閏月があると連大月が置かれないと考えたのであらうか。といふがいま杜預の長曆を取ると、たとえば桓公七年・十一年、また昭公八年などつまり春秋の前半にも後半にも、閏月がありながら連大月も置かれている例は多い。

「11十日弱」も原文は「11十日而有虛分」である。四分曆によれば $29\frac{499}{940}=29.530851$ で、これも「弱」という訳語は便宜にやがな。

中朔の法とは、中氣は毎月、少しずつ朔望月からはみ出していくから、閏餘が積るに従って中氣がだんだん後退してゆき、ついに中氣が晦に当ったところで閏分がひと月に満ちる。それで閏月が置かれるから、閏月には中氣がないこと

になる。十九年七閏法といつて、十九年に七つの閏月を入れるわけだ、四分暦で示せば $365\frac{1}{4}$ 日 $\times 19 = 29\frac{499}{940}$ 日 $\times (19 \times 12 + 7)$ という関係が成立するようになっている。つまり中朔の法とは、適当に閏月を置いて中氣と朔望月とのずれを調節することである。

『周礼』の「大史正歳年解」の解釈 その二

『周礼』に「歲終」「正歲」「春・秋・冬・夏」などと書いてあるのは、みな夏の暦である。夏の暦数がよく天象に合うので、夏暦に従つてよろずの行事を次第すれば、滞りなくいつて分かり易い。といふが周のとき頒朔には必ず周正が用いられたであろうから、夏暦を用いるときは「歲」、周暦を用いるときは「年」と使い分けた。そこで大史は夏暦に従つてとり行う行事を安排してそれを周の暦日に合わせる。それが「正歲年以序事。（歲年を正して以て事を序す）」なのである。

後世の学者の中には、「正月之吉」も夏正であると言ふ者がある。その説に拠れば、「凌人掌冰政（杜子春は「政」を「正」に改め、下の句につづけて読む）。歲十有一月。令斬冰。三其冰。（凌人は氷のことを掌る。歲の十一月に氷を斬らせ、その氷を三倍にする。）」とある「十一月」は、夏暦の十一月であるから、「正月」も夏暦の正月である、というのであるが、この他には証拠がない。

私の考えでは、『周礼』には「歲」「年」の使いかたが厳重に区別されている。ただ「正月之吉」とだけあれば、周の正月であると分かる。「十有一月」とだけ言わずに「歲十有一月」と書いて、「歲」を加えて夏正であることを明らかにし周と区別している場合は、夏暦であることが分かる。これは『周礼』の義例なのである（他の書物では必ずしも「うはいかない」）。

もし「正月之吉」も夏曆であるならば、「正歳」と區別がなくなる。大司徒（地官）で

正月之吉。始和。布教于邦國都鄙。

（正月の吉日に、始めて調べて、教えを邦國都鄙に布ぐ。）

と言つてからまた、

正歳。令教官。

（正歳に、教官に命令を下す。）

と言う。郷大夫（地官）の

正月之吉。受教灋于司徒。退而頒之于其鄉吏。使各以教其所治。

（正月の吉日に、教法を司徒から受け、退いてそれをその郷吏に頒ち、それぞれにその治める土地に教えさせる。）

正歳。令羣吏考灋于司徒以退。各憲之於其所治之國。

（正歳に、役人たちに法を司徒について研究させ、退いておのおのの治める国に明らかにさせる。）

州長（地官）の

正月之吉。各屬其州之民而讀灋

（正月の吉日に、おのおのその州の民を集めて法を読みきかす。）

正歳。則讀教灋如初。

（正歳に、法を読みきかすこと、まえ（の正月の吉日と）同様にする。）

など、「正月」と「正歳」とそのよびかたが違ひながら、行事はまるで同じである。それぞれ別の暦であることは

明らかである。凡そ「正月之吉」と言つてあるところは、必ず「歲終」「正歲」の前になつていて、一つとして入れ換つて後に挙げているところはない。それは正月が建子の月、歲終が建丑の月、正歲が建寅の月という、時節の順に並んでいるのである。

周が建子を正月としたのは、一代の王の正朔という重大なことがらなのであって、それを無視することは許されないものである。もし『周礼』の中の暦は夏暦ばかりで周暦はないとなると、周が正朔を改めた意味がなくなってしまうではないか。『周礼』の記述は官職についてこのうえなくゆきとどいている。もし万一、一代の王の正朔という重大なことがらについて、その事実を無視し何も書かずにおいて、後世この書物を読む人たちに周が正朔を改めたことなどないようだと疑わせてよいとするものならば、周正はまるでつまらなくてとるに足らぬものと見做していることになる。「そんな書物が」どうして周の書であり得ようか。

いまこの書物を見ると、先に「正月之吉」とあり、それは布教の始めである。だから「始和」というのであり、「始めて協調^{とど}える」という意味である。そのあとを承けて「正歲」とあり、それ以後にあまねく奉^じ行われる所以ある。

六官の長には、「正月之吉」を言つてあるだけで「正歲」を言つてないものがあるのは、上に立つ者の慎むところは宣布の始めに在るからである。六官の属には「正歲」を言つてあるだけで「正月之吉」を言つてないものがあるのは、上に立つ者の宣布を待つてはじめて一齊に奉じ行うからである。上から宣布しても、決して一日であまねく王畿千里の広い地域にゆきわたせることはできず、下の者が奉じ行うにもまた、その日からとしたところで、どうしてまにあわせることができよう。さればこそ時宜にかなつた方法をとることにして、建子の月を期して上より宣布し、一代の王の正朔という重大なことがらがぬけがらになる心配がないばかりか、建寅の月を期して百官こ

ぞつて挙行するのである。

夏の暦数はよく天象に合い、また天の時序によくなじんでいくがいい。孔子は邦を治めるには夏暦を用いると論じながら、『春秋』を作ったときは周暦を奉じるほかなかつた。『周礼』が〔夏暦の〕「正歲」を用いて天象に合せながら、〔周暦の〕「正月之吉」を始めにおいて正朔を明らかにせねばならなかつたのも、まったく同じ道理なのである。

孔子は邦を治めるには夏暦を用いると論じたとは、『論語』衛靈公に見える顏淵の邦を為めるについての質問に答えた言葉「夏の時を行ひ」を指す。さきに述べた『孔叢子』に県子が子思に問うのもの」とであつて、「これでは殷と周とで政を異にすることになりませんか」ということである。

戴氏の論旨は第一篇、「その一」に尽きて、いふと聞えよう。第一篇「その一」は第一篇の主旨にもとづいて、そらに問題を具体的にとりあげなおすとともに、古来やかましく議論されて来た問題の一々について解決を与えておこうとするものである。そうした両篇の構成はまったく「周髀北極璿璣四遊解」二篇のもつ関係と一致して、いる。「四遊解」二篇の構成については旧稿「清朝経師における科学意識」（「日本中國学会報」第四号）第三章に於て具体的に指摘した。これは顧炎武の『日知録』にすでに見える構成である。

ところで戴氏の『經考』卷四に「太史正歲年以序事」の項がある。それにます「王應麟曰」として記すのは、『困学紀聞』卷四周礼の一条そのままである。それは鄭注「中數を歲と曰ひ、朔數を年と曰ふ。」に始めて、それぞれの日数を記し、漢志「閏は中朔を正す所以也」を引き、ついで「或ひと謂ふ、」として「周は建子を以て正と爲す。而して四時の事に、夏正建寅を用ゐる者有り。建寅を用ゐるときんば則ち之を歲と謂ひ、建子を用ゐるときんば則ち之を年と謂

ふ」というのを引くのがそのすべてである。『經考』ではそのあとに戴氏が按語を附しているが、それがいま訳出した「その一」に当る。

また同じく『經考』卷四でこれより少し前に「正月之吉」の項が見える。それにまづ「顧炎武曰」と記し「又曰」として記す二条は、併せて『日知錄』卷五（集解本）「正月之吉」の項と顧氏の自注までそのままに一致する。顧炎武は大司徒の「正月之吉」に鄭玄が「周正月朔日」と注し、「正歲」に「夏正月朔日」と注している事実を挙げて、「即ち此は是れ古人が三正並び用ふるの驗なり」とい、『逸周書』周月解と『詩』爾風七月の伝「一之日是周の正月、二之日是殷の正月、三之日は夏の正月」とを示す。またその第二条すなちは戴氏が「又曰」として記すのは、『北史』李業興伝の梁の武帝と李業興との問答であるが、李業興の言葉に「三正同じからずと雖も、時節を言ふ者は、皆な夏の時に據る」というのが見える。『經考』でそのあとに戴氏が按語を記しているのが、右「その一」に当る。

『經考』として今日に伝わるその書物は、戴震の著述というよりは、手びかえなのであることによっても分かる。戴氏が学問の方法を説いていることで注目される「是仲明に與へて學を論ずるの書」（乾隆十八年、三十一歳、『戴東原集』卷九）は「僕の爲る所の經考は、未だ嘗て敢て人に聞せず。」から始まる。是仲明という人は講学をする人。（袁枚の是仲明に與ふる書」、『小倉山房文集』卷十五）。講学というのは、『無学な人が人を集めて俗学を教える』のをいう（島田慶次『朱子学と陽明学』）。訓詁などまちがいだらけのままで小さみに古典を読みあげると、集つた人々は意味など考えないまま声をそろえてそれに従う。そんなことをいつまでもくりかえす。紀昀の『閱微草堂筆記』を読むと乾嘉の学の隆盛を極めるさ中に、一方では、なおそういう輩が多かつたことがわかる。是仲明は地位も俗声も高かつた人だけに一層、始末が悪かったのであろう。戴氏の言葉の端ばしに困惑と皮肉が読みとれる。そういう人なればこそ見さかいもなく『經考』など所望したのである。

ところで『因学紀聞』にいわゆる「或ひと」の説は、宋の王与之の『東巖周礼訂義』（八十卷首一巻、通志堂経解本）に引く、鄭鍔（宋の鄞の人、字は則中）の説とわかる。すると戴氏の論は、これら先覚のあとを承けたにすぎないのであるか。戴震の考えでは、まず『周礼』は三礼の中でも、士の礼である『儀礼』、礼に関する雑記である『礼記』とは異なり、周の礼として一貫した条理をもつもの、『礼記』はほとんど〈伝〉であるに対し『周礼』こそは〈經〉であるとの認識がある。そうした〈經〉の記述は寸分くるわぬ義例に従うはず、その義例をここでも見出しえたとしているにちがいない。

また私がさきに「北極璿璣四遊解」二篇について明らかにしたように（前掲論文）、戴氏の考えでは、古人の十二月月建の説をもし斗杓の建すところとすれば、それは歳差によって永劫不变のものとは言えなくなる。これを黄道極の運動をいうものと理解してこそ古典の記述としてあるべき永劫不变の真理を記すものとして理解できるとした。いま三正論における問題の関連点としても、月建を戴氏においては完全に斗建から解放することによって、『周礼』という経の条理が、実は発見できているのである。都へ上ったばかりの戴氏がこの「周禮大史正歲年解」を「周髀北極璿璣四游解」と同時に発表している意味もここに在ることに注意してよい。

ここに端を発して検討を加えるべき戴氏の学の性格については、私のこれまでの諸論考と重複するので一切省く。以下には戴氏のこの論考が発表された当時の学界の反響をのみ記しておく。

都へ上った戴震は、錢大昕の紹介で秦惠田の『五礼通考』、とくにその「觀象授時」の一門（『皇清經解』について見られる）の編輯に参与した。戴氏の『勾股割圓記』など尽くその中にとり入れられているし、「四游解」の文はその「黄極」の部門に收められ、戴説による秦惠田の案語さえ見えるにもかかわらず、この「大史正歲年考」はその「周正朔」の部

門にまつたく見られない。そこでは、まず『周礼』の関連各条を引いたあとに、華學泉（字は天沐、無錫の人、『清史列伝』卷六六、『碑伝集』卷一三）顧棟高撰伝・蔡德晉（字は仁錫、無錫の人、『清史列伝』卷六八、『禮經本義』四庫全書珍本初集）らの説を引くが、みな「正歲卽正月」とし、さらに秦惠田の案語として「『周礼』六官のうち、四時をいう場合はみなしの説を引くが、みな「正歲卽正月」とし、さらに秦惠田の案語として「『周礼』六官のうち、四時をいう場合はみな夏曆を用いる。従つて正月といつてもそれは夏正である」という意見が書かれている。それのみか、元の趙汸（字は子常、春秋学者）の「周正考」を引く中には「『詩』本と歌謡、また多く民事を言ふ。故に或ひは夏正を用ひて、以て通俗に便にする。『周禮』の書する所の「正月」、「正歲」は皆な夏正也。」という文が見えるが、そのあとに秦惠田の案語として「案するに趙氏の論、頗る貫串を爲す」と同意を示している。つまり「觀象授時」の「周正朔」部門にはまつたく戴氏の意見の反映が見られない」と、「黃極」部門と奇妙な対象をなしている。

ほかに全祖望の『鮚埼亭集』外篇卷四十に「周禮正歲正月考」なる論がある。これまた「『周禮』にいわゆる正月は断じて夏正を指していいうもの」とし、「『周禮』はたとえ周公に始まる書であろうとも、今日の姿はどうしても後人の手が加わってのものであることは免れない」というたてまえから、「凌人の正歲十有一月などを夏正であるといふのは、まげて鄭氏に従おうとするものである」と言っている。『周禮』といふ古典に対する態度が戴氏とはよほど異っている。

戴説に正面きつた駁論を書いているのは余廷燦である（字は存吾、長沙の人、『存吾文稟』不分巻 芸香書屋刊本 家蔵善之師旧藏本。旧考「清朝經師における科学意識」の中で、その戴学に対する態度について述べている）。「記周禮大史正歲年」がそれである。その論考の大部分はいわゆる中朔の法を数字を挙げて説明するのに当たられているが、そのあとに論ずることろは、

近ごろ休寧の戴氏が三山の鄭鍔や梁清の王与之の説を沿襲して、こともあろうに『爾雅』の「夏に歲と曰ひ、周に年と曰ふ。」の文ばかりを証拠として、『周禮』は夏曆を兼用しており、「歲」と書くのと「年」と書くのと区別

しているなどと博覧の説をなした。戴氏は「歳」とは歲星の運行から出た言葉であることに気づいていない。歲星の運行と中数とは関係が深い。また周室において告朔は紀年の最も重要なことがらで、年は朔数と関係が深い。それに、何よりも『周礼』本文が「正歳年以序事」のあと、「告朔」と「閏月」に関する一条が出て来る構成になっている。これこそ年を朔数について正し、そこで告朔を頒ち、歳を中数について正し、そこで閏月を置く、という文の構成なのであって、まさしく戴氏のいう經を以て經を証する読解である。戴氏は鄭注を深く研究しているくせに、どうしてここに限つて鄭注に鋒先きを向けるのか。

というのが、その大要である。「壬子四月置閏一日、由繹して之に及び、乃ち益ます鄭注の受くる所有るを嘆ず。未だ孤證を執りて輕がろしく議す可からざる也。」と結んでいて、乾隆五十七年閏四月一日、戴氏逝世の乾隆四十二年、一七七七、を去る十五年のちのものとわかる。この批判は果して的を射ているであろうか、否、的のありかを充分に見極めたうえでなされているであろうか。

右は昭和二十九年度日本中国学会大会に研究報告を行つたとき、油印配布した報告資料にもとづく。その「まえがき」には次のとおり見える。

なおこの訳文は、山井湧・賴惟勤・新開高明氏との共訳というのが適當であろう。わたくしも毎月一回、日曜日に会して戴東原集を讀んでいる。たまたまわたくしが嘗て担当したこの両篇を、わたくしがさつと口語訳してみて油印配布したところ、今月の会合は全くこの翻訳をめぐる討論に終始した。ここに公表するのは、かくて原文の解説から訳語の問題に至るまで徹底的に再検討が加えられた結果であるからである。——戴震の文章はリズムがととのつていないと云われる。それはいはば古来のことば世間のことばを借りずに自らのことばで思想を語るわけである。そういう文章の翻訳にはとくに、ことばかりことばへのつながり、思想から思想への飛躍が、一つとしてゆるがせにできない、こまがしがきかない。それ故に

こそわたくしは、こうした論理的な文章がかえつて翻訳が可能であること、またつねに翻訳のかたちを以て示されるべきものと信じる。このわれやかなこころみが、この面にも問題を投げかけることを期待する所以である。

一九五四年十月　近藤光男

しかしさすがに三十年の歳月は、いまその訳文にも大幅な修訂を加えしめた。ただ、高度な学術論文こそ十全な読解を示したうえ論ぜられねばならぬとする主張およびその試みは、本誌創刊号「段玉裁の學問」に於ても示したが（注2 参照）、今日なおその必要を感じること、あるいは三十年以前にも増ずのではないかとさえ思えるのは、悲しい。